

厚生労働省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月31日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を ＜当該対応方針決定年＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国知事会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		一次回答にて記載した対応を行うことに加え、提案団体からの見解も踏まえ、個人からの指定給水装置工事業者の指定の申請に対する住民等の取扱いの審判について、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する方法も含め、関係省庁と協議の上、引き続き対応を検討してまいります。	<p><令3> 【厚生労働省】 (31)水道法(昭和32法177) (イ)指定給水装置工事業者の指定の申請(25条の2)、更新の申請(25条の3の2)及び変更の届出(25条の7)における登記事項証明書(商業登記法(昭和36法125)10条)の取付については、地方公共団体を含む行政機関の債権債務の仕組みの在り方について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:デジタル庁及び法務省) (32)住民基本台帳法(昭和25法1) (イ)以下に掲げる場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(30条の6第1項、以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。 水道法(昭和32法177)に基づき、地方公共団体の水道事業者(同法3条5項)が指定給水装置工事業者の指定の申請(同法25条の2)、更新の申請(同法25条の3の2)及び変更の届出(同法25条の7)に関する事務を処理する場合 (関係府省:総務省)</p> <p><令4> 【厚生労働省】 (29)水道法(昭和32法177) (イ)指定給水装置工事業者の指定の申請(25条の2)、更新の申請(25条の3の2)及び変更の届出(25条の7)における登記事項証明書(商業登記法(昭和36法125)10条、以下同じ。)の取付については、「デジタル社会の実現に向けた直前計画(令和4年9月7日閣議決定)」に基づき、令和4年度中に一部の地方公共団体を対象とした登記情報連携の先行運用を開始するとともに、更なる利用拡大に向けて、令和5年度に実施する登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析事業を踏まえ、登記事項証明書の発行事務に全面的に地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:デジタル庁及び法務省)</p>	検討中	令和6年度以降	デジタル庁・法務省にて、地方公共団体において登記事項証明書の提出を求めている各種手続の業務等に関する調査を実施した。また、当該結果等を踏まえ、登記情報連携について地方公共団体へ拡大する方向で、登記事項証明書の発行事務に関する実施計画(令和4年9月2日、デジタル庁・法務省)を策定した。前計画に基づき、令和5年2月から、一部の地方公共団体を対象に登記情報連携の先行運用を開始した。厚生、農林、和歌山県、ひたちなか市、川崎市、広島市で先行運用を実施中。また、令和5年4月から、登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析事業を開始した。	現在、登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析を実施中であり、その内容を踏まえ、登記事項証明書の発行事務を全国の地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
		【全国知事会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		在留資格「留学」をもって本邦において行うことができる活動については、出入国管理及び難民認定法(昭和26年法律319号、以下「入管法」という。)別表第1の4の表において、教育を受ける活動であることとしている。専修学校については、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条において、職業若しくは実務生活に必要な能力を育成し、又は職業の向上を促すことを目的として系統的な教育を行う一定の条件を満たす教育施設である旨を規定しており、入管法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる機関として認められている。一方、職業能力開発校については、普通職業訓練を行うための施設であること及びその設備及び編制等において大学等に準ずる機関であるか現状明らかでないことから、入管法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる機関として認めることは困難である。	<p><令3> 【厚生労働省】 (27)出入国管理及び難民認定法(昭和26年319)及び職業能力開発促進法(昭和44法64) 職業能力開発校(職業能力開発促進法15条の7第1項1号)において普通職業訓練を受ける外国人については、以下のとおりとする。 ・研修」の在留資格(出入国管理及び難民認定法(以下入管法)という。)別表1の4)が付与されることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知している。 ・本邦に在留する外国人に係る在留資格のうち「留学」については、職業能力開発校が入管法別表1の4の表の留学の項の下欄に掲げる機関に該当するものとするに検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・当該結論を踏まえ、職業能力開発校の特定の課程を修了した外国人が、自然科学又は人文科学の分野に属する技術・知識を必要とする業務に従事しようとする場合において、当該外国人は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格(入管法別表1の2)をもって在留を可能とすることについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:法務省及び文部科学省)</p> <p><令4> 【厚生労働省】 (27)出入国管理及び難民認定法(昭和26年319)及び職業能力開発促進法(昭和44法64) 職業能力開発校(職業能力開発促進法15条の7第1項1号)において普通職業訓練を受ける外国人については、以下のとおりとする。【掲載】 ・本邦に在留する外国人に係る在留資格のうち「留学」については、職業能力開発校が出入国管理及び難民認定法(以下この事項において「入管法」という。)別表1の4の表の留学の項の下欄に掲げる機関に該当するものとするに検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・当該結論を踏まえ、職業能力開発校の特定の課程を修了した外国人が、自然科学又は人文科学の分野に属する技術・知識を必要とする業務に従事しようとする場合において、当該外国人は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格(入管法別表1の2)をもって在留を可能とすることについて、民間の教育訓練機関との関係性に留意しつつ検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:法務省及び文部科学省)</p>	1ポツ目 通知	令和4年3月30日	「職業能力開発校において普通職業訓練を受ける外国人に係る在留資格上の取扱について(令和4年3月30日付厚生労働省人材開発統括官付人材開発政策審事普通通知)」を各都道府県人材開発主管部(局)長あて通知。	
		【全国知事会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		1 従事しようとする業務に必要な自然科学若しくは人文科学の分野に属する技術・知識に関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたものであること 2 従事しようとする業務に必要な自然科学又は人文科学の分野に属する技術・知識に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程の教育を受け専門士の称号を付与されたものであること なお、在留資格「留学」は教育機関において教育を受けることが本質であり、人手不足への対応は趣旨が異なる。外国人の受入れの目的が深刻な人手不足の解消である場合、特定技能制度の活用も併検討いただきたい。	<p><令3> 【厚生労働省】 (27)出入国管理及び難民認定法(昭和26年319)及び職業能力開発促進法(昭和44法64) 職業能力開発校(職業能力開発促進法15条の7第1項1号)において普通職業訓練を受ける外国人については、以下のとおりとする。【掲載】 ・本邦に在留する外国人に係る在留資格のうち「留学」については、職業能力開発校が出入国管理及び難民認定法(以下この事項において「入管法」という。)別表1の4の表の留学の項の下欄に掲げる機関に該当するものとするに検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・当該結論を踏まえ、職業能力開発校の特定の課程を修了した外国人が、自然科学又は人文科学の分野に属する技術・知識を必要とする業務に従事しようとする場合において、当該外国人は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格(入管法別表1の2)をもって在留を可能とすることについて、民間の教育訓練機関との関係性に留意しつつ検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:法務省及び文部科学省)</p>	2ポツ目 検討中	令和5年中に結論を得る。	民間の教育訓練機関との関係性に留意しつつ引き続き検討することとした。	職業能力開発校が出入国管理及び難民認定法(以下この事項において「入管法」という。)別表1の4の表の留学の項の下欄に掲げる機関に該当するものとするに検討し、令和5年度中に結論を得る。
					<p><令3> 【厚生労働省】 (27)出入国管理及び難民認定法(昭和26年319)及び職業能力開発促進法(昭和44法64) 職業能力開発校(職業能力開発促進法15条の7第1項1号)において普通職業訓練を受ける外国人については、以下のとおりとする。【掲載】 ・本邦に在留する外国人に係る在留資格のうち「留学」については、職業能力開発校が出入国管理及び難民認定法(以下この事項において「入管法」という。)別表1の4の表の留学の項の下欄に掲げる機関に該当するものとするに検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・当該結論を踏まえ、職業能力開発校の特定の課程を修了した外国人が、自然科学又は人文科学の分野に属する技術・知識を必要とする業務に従事しようとする場合において、当該外国人は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格(入管法別表1の2)をもって在留を可能とすることについて、民間の教育訓練機関との関係性に留意しつつ検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:法務省及び文部科学省)</p>	3ポツ目 検討中	令和5年中に結論を得る。	民間の教育訓練機関との関係性に留意しつつ引き続き検討することとした。	職業能力開発校の特定の課程を修了した外国人が、自然科学又は人文科学の分野に属する技術・知識を必要とする業務に従事しようとする場合において、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格をもって在留を可能とすることについては、民間の教育訓練機関との関係性に留意しつつ検討し、令和5年度中に結論を得る。

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を 「当該対応方針決定年」として併記	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【広島市】氏名等届出書については、遺族の高齢化等を踏まえ手続きの簡素化の観点から、財務省提案のとおり、提議システムにより出力する取扱いとすることが適当と考える。親族等等の死亡当時における職業者等と請求者との続柄を証する戸籍についても、厚生労働省回答の課題はあるが、一度、都道府県が職業者等の死亡当時の戸籍を調査し、特別申立金受給の進捗の把握を提議システムで管理すれば、請求者や今後請求が見込まれる遺族の負担(手続き、経費、時間)の削減となるほか、特別申立金の受付及び戸籍の交付を行う市町村の負担も削減されることから、改めて検討されたい。</p> <p>なお、改氏婚等で職業者等の死亡当時の戸籍で遺族と確認できない者については、確認に必要な戸籍の提出を求めると規定することで懸念は解決されるものと考ええる。</p>	<p>【全国知事会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>氏名等届出書は、「職業者等の遺族に対する特別申立金支給法」が改正され次期特別申立金を支給する場合(令和7年(戦後80周年)を想定)に使用されるものであるが、次期特別申立金の請求手続については、(8)職業者等の遺族に対する特別申立金支給法(第40法100)職業者等の遺族に対する特別申立金の請求手続については、遺族の高齢化等を踏まえ、簡素化する方向で検討し、令和6年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(関係府省・財務省)</p> <p>また、特別申立金の受給権を確認するためには、死亡当時の職業者と請求者の続柄を正確に把握することが必要であるため、前回請求者の同順位者であっても、初めて申請をする場合は、職業者等の死亡当時の戸籍を確認することが必要である。</p> <p>今後、いくつかの都道府県に同順位者の戸籍書類についての質問をしたところ、過去に提出された戸籍の続柄が困難で審査の負担が増す、受付時に同順位者がどうか判断できない、等の実務担当者の意見もあつたところ。</p> <p>また、特別申立金の請求手続においては、請求者居住地の市区町村(請求受付等)から居住地都道府県を離れ、職業者等の本籍地のある都道府県に提出して提出されることとなる。このため、既に我が国都道府県に戸籍提出の要否の判断を要せると、請求者ごとに戸籍の提出要否が異なることとなり、請求受付時や送達時に請求者、市区町村及び居住地都道府県において混乱を生じる恐れがある。</p> <p>このため、同順位者の戸籍の提出の省略については慎重な検討が必要と考えている。</p> <p>しかしながら、特別申立金の請求手続き全般において、更なる簡素化は重要であると考え、(職業者等の遺族に対する特別申立金支給法)が改正され次期特別申立金を支給する場合(令和7年(戦後80周年)を想定)には、地方自治体及び請求者の負担が軽減するような在り方を検討してまいりたい。</p>	<p>5【厚生労働省】(14)職業者等の遺族に対する特別申立金支給法(第40法100)職業者等の遺族に対する特別申立金の請求手続については、遺族の高齢化等を踏まえ、簡素化する方向で検討し、令和6年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(関係府省・財務省)</p>	検討中	令和6年度中を目途	厚生労働省において遺族の高齢化等を踏まえ、簡素化する方向で検討している。	令和6年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	<p>【全国知事会】臨床研修病院の指定は自治事務であり、当該事務に対する通知等は技術的助言であるため、指定に当たっては具体的な基礎は地域の実情に応じて都道府県が判断できることを明確化すること。</p>	<p>○左記通知が技術的助言であるにも関わらず、「省令と一体の基準」として地方公共団体の運用を拘束するといふのは、法制的にありえないのではないかと。 ○当該通知が技術的助言である以上、当面の取扱いによらずとも、地域の実情に応じた基幹型臨床研修病院の指定が可能と考えるが如何か。 ○協立型臨床研修病院で最大15か月の臨床研修が可能であるとしても、基幹型臨床研修病院がそのような研修プログラムを作成しないことには、協立型臨床研修病院での臨床研修は行えないことから、地域の実情に応じて、基幹型臨床研修病院への指定を行いやすくするよう、見直しを行うべきではないかと。</p>	<p>臨床研修後の医師は、特定の地域のみで診療を行うとは限らず、全国各地で診療を行う可能性があり、その意味で、国民に対する良質な医療を提供するためにも、全国的な臨床研修の質の確保や均てん化を図ることが重要である。その実現のために、国において基幹型臨床研修病院の指定基準を定めていることである。また、全国的な臨床研修の質の確保や均てん化を図る重要性については指定権限の移譲前後においても変わらないと考える。</p> <p>そのような前提の下、現在の臨床研修制度については、医師法第16条の2、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令第6条、「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行については、協立型臨床研修病院での臨床研修は行えないこと」ということであるが、省令で規定するか通知でお示しするかを改めて整理し、今後の対応を検討してまいりたい。</p> <p>また、年間入院患者数に限らず、現在の基幹型臨床研修病院の指定基準については、全国的な臨床研修の質の確保や均てん化を図るために必要なものとして、これまで医道審議会医師分科会医師臨床研修部会において議論されてきたものであり、今回「提案事項」については、当該省令の指定要件である協立型臨床研修病院としての研修医の受入実績や全国の同様な事例等をふまえて、検討が必要であると考える。</p>	<p>5【厚生労働省】(14)医師法(第23法201)(1)基幹型臨床研修医の指定基準のうち、臨床研修を行うために必要な症例(医師法第六十六条の二第一項に規定する省令(平14厚生労働省令158)6条1項4号)の内容については、地域の実情を把握しつつ、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会での議論を踏まえて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	検討中	地域の実情を把握しつつ、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会での議論を踏まえて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	地域の実情を把握しつつ、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会での議論を踏まえて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
	<p>【全国知事会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国市長会】提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。</p>		<p>税務署整理欄の補充記入漏れが見受けられるとの指摘を踏まえ、各国税局・税務署に対し、改めて事務処理手順の徹底を注意喚起することとした。 また、「両府中の売却による所得の税額計算書」や「収支内訳書」のデータ連携や、租税特別措置法第25条適用者の一覧表等による情報提供への協力については、令和8年度に予定されている国税の基幹システムの刷新と地方税のe-TAXのシステム更新に際し、国税・地方税双方の関連事務の更なる効率化の実現に向け、地方両方の意向も踏まえつつ、検討してまいりたい。</p>	<p>5【厚生労働省】(22)地方税法(第25法226)及び租税特別措置法(第32法26)両府中の売却による所得の課税の特例(租税特別措置法(以下この事項において「措置法」という。125条)については、以下のとおりとする。 ・国税電子申告・納税システム(e-Tax)以外の方法により提出された所得税申告書については、措置法の発効適用者の場合、各税務署が当該申告書の税務署整理欄のうち「区分」欄に「1」(措置法25条適用者)又は「9」(措置法の発効適用者の税務的更正と補充記入を行うこと)について、地方公共団体における国民健康保険料(税)に係る賦課(課税)事務等の円滑かつ適正な実施を図る観点から、「確定申告期における事務処理要領」において、当該補充記入に係る事務処理手順を徹底するよう、関係局及び税務署に通知する。 〔措置済み(令和3年10月27日付国税庁管理運営課長、企画課長、課税総括課長、個人課税課長、資産課税課長指示)〕 ・「両府中の売却による所得の税額計算書」及び「収支内訳書」に関する国と地方公共団体との情報連携並びに当該特例適用者の一覧表等による国から地方公共団体への情報提供については、令和8年度に予定されている国税に関する基幹システムである国税総合管理(KSK)システムの刷新及び地方税のオンライン手続のためのシステム(eTAX)の更新に合わせて、国及び地方公共団体の間での関連事務の更なる効率化の実現に向け、地方公共団体の意向も踏まえつつ検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(関係府省・財務省及び財務省)</p>	1ボツ目			
					2ボツ目 検討中	刷新後の基幹システムの安定運用を考慮しつつ、実施予定時期を検討中。	国から地方公共団体への情報提供について、令和8年度に国税に関する基幹システムである国税総合管理(KSK)システムの刷新及び地方税のオンライン手続のためのシステム(eTAX)の更新が予定されているところ、提案の情報も含めて関係府省とともに検討を進めている。	今後必要に応じて打合せを行い、令和8年度の実現に向けて検討を進める。

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を<当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	【全国知事会】 公衆衛生行政を担う公務員職員の確保困難が深刻化している現状を踏まえ、安全性を確保した上で職数不足の地域でも検査負担が軽減されるような仕組みの検討を求めたい。	○職員の高齢化や地域における採用の課題など、獣医師の確保に係る地域差について、各都道府県別の獣医師の採用数や年齢構成等のデータを示しつつ、2次にアライングにおいて説明いただきたい。 ○将来にわたってと畜検査等の円滑な実施を確保すべく、例えは検査の効率・効率化のための施設の指定やと畜検査にあたる獣医師確保に向けた環境整備、特に、確保に現に困難を生じ又は生ずるおそれのある地域での環境整備など、国として有効な対応策を示すべきではないか。	農林水産省によると、全国の獣医師の届出数は平成22年が354千人、平成24年が383千人、平成26年が381千人、平成28年が390千人、平成30年が397千人で、公衆衛生獣医師数は18千人、51千人、54千人、53千人、54千人であり、いずれも微増又は横ばいで推移している。 また、同調査及び管内にと畜場がある自治体に対する調査結果(平成28～令和2年度)を都道府県別にみると、秋田県と人口の規模が類似する都道府県について、秋田県と同様に公衆衛生獣医師数が減少傾向にある都道府県がある一方、増加傾向にある都道府県も認められた。 職員の高齢化については、秋田県と人口の規模と構成が類似する都道府県において、公衆衛生獣医師の半分以上が50歳代である秋田県と同程度の高齢化が見られた都道府県はなかったが、約4割が50歳代の都道府県があった。一方で、50歳代は約2割という都道府県もあった。 公衆衛生獣医師の採用状況については、地方で秋田県同様に近年の採用数が0～1名の都道府県がある一方、継続的に数名程度採用しているところもあった。なお、都市部では数名程度を継続的に採用していた。秋田県のと畜検査の類似イメージを伺ったところ、都道府県に行くと畜検査のうち、作業衛生責任者2名が2種類の肉類検査の1つと2段階の筋肉検査の1段階目をそれぞれ行い、もう1つの肉類検査を行うと畜検査員と2段階目の筋肉検査を行うと畜検査員が限られた作業を監督するもので、実質検査を作業衛生責任者に任せるとなる。一次回答のとおり、今や誰が職を継ぐかは現実上の可能性を有しており、と畜検査は獣医学的専門的知識を用いてあらゆる疾病等の可能性を想定して行う必要があるため、ご提案の方法での簡略化の実現は困難と考えている。 一方で、自治体へのアンケート結果等を踏まえると、特に地方において公衆衛生獣医師を有効に活用する仕組みを利用できることは重要であると考えことから、現行制度において各自治体が行っている円滑なと畜検査実施のための取組みについて情報を収集し、参考となる事例を各自治体に通知しお知らせすることを検討したい。 また、公衆衛生獣医師の確保についても、各自治体を取り組む先行事例について情報を収集し、各自治体にお示しするとともに、厚生労働省としても引き続き公衆衛生獣医師の確保やその重要性に関して情報発信するとともに、自治体における採用情報などの情報発信も検討したい。	<令3> 【厚生労働省】 (29)と畜場法(昭28法114) と畜場において都道府県知事(保健所設置市においては、市長)の行う検査(14条1項、2項及び3項)については、「公衆衛生業務に携わる獣医師の状況調査について(結果)(獣医師の有効活用及び確保に関する取組)」(令和3年12月20日付作業衛生部第128第2号)を通知し、「公衆衛生業務に携わる獣医師の状況調査について(結果)(獣医師の有効活用及び確保に関する取組)」(令和4年3月30日付作業衛生部第0330第1号)により結果を届付した。 <令4> 【厚生労働省】 (29)と畜場法(昭28法114) と畜場において都道府県知事(保健所設置市においては、市長)の行う検査(14条1項、2項及び3項)については、「公衆衛生業務に携わる獣医師の状況調査について(結果)(獣医師の有効活用及び確保に関する取組)」(令和4年3月30日付作業衛生部第0330第1号)を通知し、「公衆衛生業務に携わる獣医師の状況調査について(結果)(獣医師の有効活用及び確保に関する取組)」(令和5年度中に調査を行い、その結果に基づき、地域の実情に応じた当該検査の在り方について引き続き検討する。	前段 通知	令和3年12月28日通知(調査依頼) 令和4年3月30日通知(調査結果)	公衆衛生獣医師の有効活用や確保に関する先行事例を収集する「公衆衛生業務に携わる獣医師の状況調査について(依頼)(獣医師の有効活用及び確保に関する取組)」(令和3年12月20日付作業衛生部第128第2号)を通知し、「公衆衛生業務に携わる獣医師の状況調査について(結果)(獣医師の有効活用及び確保に関する取組)」(令和4年3月30日付作業衛生部第0330第1号)により結果を届付した。	
					後段 検討中	検討中	当該調査結果を各自治体において公衆衛生獣医師の有効活用としての効果的かつ効率的なと畜検査の実施及び公衆衛生獣医師の確保のための取組を検討する際の参考として活用するよう依頼した。	令和3年度に収集した先行事例を参考に、都道府県及び保健所設置市において検討・実施した内容等について令和5年度に調査を行い、その結果を還元しつつ、効率的な検査の実施など地域の実情に応じた当該検査の在り方について、引き続き検討を行う。
					1ポツ目 通知	1ポツ目 令和4年3月31日	1ポツ目 総務省において、支援措置申請者が他の市区町村に所在する固定資産を有している場合に、当該市区町村に支援措置に準じた支援を申請する仕組みその用意について、各都道府県等に通知した。【通知】ドメスティックバイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置に係る支援措置申請書の様式の変更と留意点について(令和4年3月31日総務第32号、総務開第8号)。	
					2ポツ目 検討中	未定	関係府県において、個人情報保護の観点等を踏まえつつ、地方公共団体間で措置情報を共有する仕組みの在り方について検討。	関係府県において、個人情報保護の観点等を踏まえつつ、地方公共団体間で措置情報を共有する仕組みの在り方について検討する。
【大阪府】 自治体の事務の実態を把握いただき、失効による保護停廃止に係る根拠規定及び取扱いの明確化を早期に図っていただきたい。	【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求めたい。	○提案団体の求める措置は、居住地・現在地が不明の被保護者に停廃止の決定をどのような手段で通知するかを論ずるものであり、一次回答で記載されている議論とは切り離して検討が可能ではないか。 ○提案団体が所す支援事例は全国で毎年生じ得るものであることから、居所不明の事業認定等を求める必要保護性と併せて本提案の検討をするのであれば、結論が出るまでの間、地方公共団体が講ずべき措置について手急ぎに示すべきではないか。	居所不明の保護の停廃止の通知方法のあり方は、現状の自治体における取扱いの実態を前提として検討することが不可欠と考えている。そのため、まずは自治体の事務の実態を把握した上で、当該実態調査の結果を踏まえ、法的な整理を行い、どのような対応が可能かを検討してまいりたい。	【厚生労働省】 (19)生活保護法(昭25法144) (ii)居所不明の被保護者への保護の停止又は廃止の通知方法については、地方公共団体の事務の実態に関する調査研究事業の結果を踏まえ、取扱いを明確化することを検討し、令和5年度を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	検討中	令和5年度を目途に結論を得る	令和4年度調査研究事業において、被保護者が居所不明となったことにより生活保護の継続/停廃止の決定に困っている事案やその際の判断基準、対応の内容等について、自治体に対してアンケート調査やインタビュー調査を行うなどして実態調査を行った。	令和4年度に実施した事業の成果等を踏まえつつ、法制的・専門的な観点等から検討を行い、被保護者が居所不明になった場合の具体的な事務の取扱いを整理することを目的とする調査研究事業を行い、その結果を踏まえ、令和5年度を目途に結論を得る。

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<通知共同推進団体及び当該団体等から寄せられた支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
167	地方に対 する規制緩和	06_環境・衛 生	調理学法に基づく調理師業務従事者雇制 度について、調理師及び行政機関の負担 軽減の観点から各地方自治体の活用状況 を把握し、必要に応じて実態・不実態を各地方自治体が把握 できるように制度を定めますこと。 上記見直しが行われる場合は、届出から衛生 行政報告例への集計・報告までの一連の 手続きのオンライン化や、届出事項の簡素 化、スケジュールの見直しなど、手続きの抜 本的な見直しを講じ、事務負担の軽減策を 講じますこと。	【現行制度】 現行に就いている調理師は、法令に基づき、従事施設が所在する各都道府県に、氏名や 年齢等が記載された「調理師業務従事者届」を2年ごとに届け出なければならない。 都道府県は、従事者届を取りまとめた、厚生労働省の衛生行政報告例(隔年報)において既 述経路で報告、就業報告(届)を報告する必要があります。 【支障事例】 届は従事者届を調理師の資力向上を目的とする研修事業等に活用しているが、活用 結果が示されておらず、どのような事業に活かされているか不明確である。 そのような中、当県では予算確保をはじめ契約事務への対応、市町村及び保健所への届出 協力依頼、県媒体による周知活動、届出者から県への問い合わせ対応等、多くの行政負担 が生じている。 【参考】令和2年度 当県における従事者届の提出件数：16,239件、県調理師会への委託契 約額：3,660千円 また、従事者届について、12月31日現在の情報を翌年1月15日までに提出しなければなら ず、提出期限も短い。加えて、届出書には本籍地都道府県名を記入しなければならず、当該 項目の必要性が不明の上、申請者は、自身の本籍地都道府県名を確認する必要があり、調 理師や従事施設においても負担が生じているとの声がある。 【制度改正の必要性】 平成28年度、総務省は、本制度の目的、活用状況が不明確であり、届出も簡便されてい ないことから、届止を含むその在り方を整理するよう厚生労働省に対して勧告を行っている。 平成28年度、厚生労働省は、従事者届を活用する自治体の取組事例を紹介する等の改善 措置を講じており、その上で、今後、必要に応じて法令の見直しを行うなど、届出の効用や 一層の活用促進のための取組を行うと示しているが、平成29年度以降、従事者届の活用結 果が僅かに新たに示されたことはなく、法令の見直しも行われていない状況である。	制度改正により、調理師の届出 件別に係る負担や民間に係る金 銭的負担が軽減される。 また、県の人役員、表彰関連業 務や各種行事の開催などの県 調理師会との連携事業の更なる 充実に向けて動くことができる。 任意規定が困難な場において も、例えば、一連の手続きのオン ライン化等が実現できれば、届 出の届取、集計作業等に係る煩 雑な業務負担の軽減・効率化が 期待される。	調理師法第5条の2、調理師法施 行規則第4条の2 衛生行政報告例記入要領及び審 査要領 令和2年度衛生行政報告例の案 例について(依経)令和2年2月21 日付付政統発021第4号・各都道 府県知事・各指定都市市長・各中 核市長等へ厚生労働省政策統 括官(統計・情報政策、政策評価担 当)通知)	厚生労働省 埼玉県			石川県、山梨 県、長野県、 豊田市、福岡 県、長崎県、 沖縄県	○市町村及び保健所への届出協力依頼、県媒体による届出、届出者から県への問い合わせ対応、取りまとめ等の業 務を短時間で完結し、負担が生じている。 ○当県においても同様に、郵送費等の支出や事務作業を担う担当者の負担等が生じている。 ○当県においても、予算の確保や業務委託等の行政負担が生じている。またデータベースでの個人情報収集のため、他 格な個人情報管理が必要となる。オンライン化による集計業務の簡素化やデータベースによる管理が可能であ れば、業務負担の軽減につながる。	各府省からの第1次回答	(調理師業務従事者届の必要性について) 届出者や地域の就業課題に応じた水産調整の充実のため、調理師の資力向上を目的とする研修事業 等の円滑な実施は不可欠であること、各自治体は調理師業務従事者届によって各地域に所在する 調理師の氏名・住所・就業地等の情報を定期的に把握することで、個人に適した研修の案内に活用す ることができるとしています。 厚生労働省としても、調理師業務従事者届の情報(調理師の就業実態等)を把握しており、また、各自 自治体で行われる研修の質の向上のため、職下機能、就業状態、嗜好等を踏まえた職下調整食を適切 に提供できる調理師を養成するための研修プログラムを作成していること、 いずれの自治体においても、調理師に対して必要な研修を積極的に進め、資力の向上を図ることは重 要であると考えており、こうした研修への活用のためにも、当該届出を各都道府県からの選択による とするは適当でないと考えています。 (事務負担の軽減について) 届指指の調理師業務従事者届のオンライン化については、一部自治体においては調理師本人からの届出 をオンラインで実施しており、業務の円滑化を図っていると承知しています。 現在、政令全体で、社会保障等に係る国家資格等についてデジタル化やマイナンバーの活用を検討 が先行して進められているところであり、今後、その他の各種免許・国家資格についても検討が行われ る予定であることから、届指指の事務負担の軽減については、社会保障関係の資格の検討状況も参 考になら検討してまいります。 なお、調理師業務従事者届の提出期日は調理師法(昭和33年法律第147号)第5条の2第1項におい て定められているところ、他の職種(医療関係従事者等)の業務従事者届においても、同様に12月31 日時点の情報を1月15日までに提出することとされており、調理師業務従事者届の期限が特段に短く 設定されているとは考えられません。また、本籍地都道府県名については、免許記載事項であるた め記載を求めているものであり、届出者は免許を確認することで記載可能であることから過大な負担 になるとは考えておりません。 (衛生行政報告例について) 既にマイナンバーの活用等により、「業務従事者届」のオンライン化を実施することとなった場合に は、オンライン化により取得されたデータから衛生行政報告例の報告様式にデータ移行が可能となる 仕組み等を検討してまいります。	(調理師業務従事者届の義務付けについて) 届出書の内容は、調理師業務従事者届(以下、「届出」という。)の活用 方法を示すものであり、全国一律で実施する必要性を示すものでは ないと考えます。 職下調整食に関する研修プログラムの作成に当たり、「届出の情報 (就業実態等)を把握している」と回答いただいたが、衛生行政報告例 の報告事項は就業場所(業種)のみである。さらに、職下調整食研修 では特設会場を設けていないことから、研修のプログラム作成に届出 情報が不可欠とは読み取れず、全国の状況を統一して把握する必 要性がやはり不明確である。 また、研修プログラムの届出等は、管内の調理師会や保健所との連携 によっても可能であり、加えて、業務の整理は研修事業等への活用 を必要とする自治体の業務を妨げるものではないことから、選択制 を不適当とする理由が明確でない。 (事務負担の軽減について) 届出のオンライン化については、国家資格に係る事務のマイナンバー利 用及び情報連携が可能となったが、調理師は対象とされておらず、今 後の見直しも不透明である。届出のオンライン化により取得された データと衛生行政報告例が連携される仕組みが構築されれば、都道 府県の集計業務が不要となり、大層な事務負担の軽減に繋がると見 込まれるため、その事についてぜひ前向きに検討いただきたい。 届出期日については、他法との関係上現時点での見直しは困難と理 解したが、継続的な検討事項としていただきたい。 本籍地都道府県名については併せて記載可能と回答いただいたが、 併せて届出方法が不明な項目について記載する必要はな く、不要であれば削除すべきである。	

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を ＜当該対応方針決定年＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。		(調理師業務従事者雇の義務付けについて) 今後の超高齢社会の更なる進展を見据え、医療・介護施設のみならず飲食店等の調理師についても、地域における高齢者等の嚆下機能、栄養状態、嗜好等を踏まえた適下調整食を適切に調理できるよう、支援していくことが重要である。こうした観点から、当該研修のプログラム作成や各自自治体における食環境づくりの推進を効果的に進めるに当たって、調理師業務従事者雇による業種の情報をはじめとする情報の把握は全国一律で必要不可欠なものであると考える。 (事務負担の軽減について) 副指簿の、本籍地都道府県名については、前述の取組の推進等に当たり、その把握は必ずしも必要不可欠ではないと新たに整理し、削除する方向で検討する。	<令3> 5【厚生労働省】 (32)調理師法(昭33法147) 調理の業務に従事する調理師の届出(5条の2第1項)については、令和4年度の次回届出までに各府県を改正し、本籍地都道府県名の記載を削除する。また、「デジタル・ガバナンス実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)において検討することとされている国家資格証のデジタル化の状況を踏まえて、調理師の届出に関する手続のオンライン化に向けて検討を行い、令和4年度中に結論を得る。 <令4> 5【厚生労働省】 (19)遠隔医療内法(昭24法210)、クリーニング業法(昭25法207)、調理師法(昭33法147)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律(昭35法145)及び製菓衛生師法(昭41法115) 全国道庁管内は、クリーニング師、調理師及び製菓衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	前段 省令	令和4年4月8日	調理師法施行規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第31号)を令和4年4月8日付で公布・施行し、調理師法施行規則第4条の2第2項に規定する調理師業務従事者雇の届出事項から本籍地都道府県名の記載を削除した。	
						後段 法律 省令 システム面での調整	令和4年度中に結論を得る。	・調理師の免許申請等に関する事務において、マイナンバーの利用を可能とするため、令和5年度常国会に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案」を提出し、令和5年3月7日に成立した。 ・調理師の業務従事者雇に関する手続のオンライン化については、調理師の免許申請等に関する事務における国家資格等情報連携・活用システムの活用に係る協議と併行して検討した。当該手続等について、都道府県の承認を踏まえたオンライン化の検討を行ったため、令和5年度に調査事業を行うこととした。	・調理師の免許申請等に関する手続のオンライン化については、左記法案の審議状況を踏まえ、引き続き検討する。 ・調理師の業務従事者雇に関する手続については、令和5年度の調査事業を踏まえ、引き続き当該手続のオンライン化に向けた検討を行う。

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 官庁等	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支援事例(主なもの)>		各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支援事例		見解	
															補足資料
216	地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画の見直し	介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画について、3年を一期として定めることとし、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保、日常生活支援・介護予防・重度化防止等及び介護給付等費用適正化に関する取組、その他市町村が実施する施策等に関する見直しを行うこと。	市町村介護保険事業計画は、介護保険法の規定により3年を一期として定められているが、3年ごとに計画を策定すること、計画の策定後すぐに次期計画の策定準備を進めなければならない、計画に掲げる施策・取組実績や、その進捗管理(PCOAサイクル)に対し、十分に注力することができない。また、市町村が実施する施策においては、一定期間(数年間)をもって効果を測定し、次の施策展開につなげていく必要があるものもあるが、計画による取組の開始から次の計画策定までの期間が短く、当該計画期間内で十分な効果検証が難しい状況にある。加えて、市町村介護保険事業計画に基づく介護給付等対象サービス体制の確保として、新規の施設整備等を進めるに当たり、3年の計画期間内において、実施事業者の選定から事業完了(開設)までを実施する必要があるため、実施事業者の参入が抑制されているほか、当該計画期間内に施設整備等を完了させるための選定等の業務負担が生じている。	市町村介護保険事業計画の計画期間について、3年を一期として定め、かつ介護給付等対象サービス及び地域支援事業の見込量の算定並びに計画の策定に当たり、十分に注力することができない。また、市町村が実施する施策においては、一定期間(数年間)をもって効果を測定し、次の施策展開につなげていく必要があるものもあるが、計画による取組の開始から次の計画策定までの期間が短く、当該計画期間内で十分な効果検証が難しい状況にある。加えて、市町村介護保険事業計画に基づく介護給付等対象サービス体制の確保として、新規の施設整備等を進めるに当たり、3年の計画期間内において、実施事業者の選定から事業完了(開設)までを実施する必要があるため、実施事業者の参入が抑制されているほか、当該計画期間内に施設整備等を完了させるための選定等の業務負担が生じている。	介護保険法第117条	厚生労働省	吉小牧市	徳前高田市、藤川市、神代川、川原、府中町、香川県、平和島市、富永市	①医療計画と同様に6年を一期とすることが妥当と考える。また、コロナ禍の昨年度は、新型コロナウイルス感染症対策と計画改善の両方に努める必要が追加。また、三割に配付し、市町村調整や確保等を行うランニングコストとして、例年に限らず改定作業に労力を要することになった。地域の実情を考慮し、自治体の判断で計画策定(改定)時期の柔軟な運用を許容することも必要である。②高齢化の進行、地域の選定や確保した課題等に対応するための地域包括ケアシステムの推進に当たっては、地域の社会資源を活用した多機関連携の仕組みの構築など、中長期的な視点が必要であり、現行の計画期間3年では、十分な検証が困難であるとともに、計画策定に係る事務負担も大きくなっている。一方で、高齢者だけでなく、障害者や子育てを兼ねた今後の地域包括ケアシステムの推進による地域共生社会の実現のため、地域福祉計画や障害者計画等との一体的な計画策定も含めて次期計画の策定を検討しているところであり、関連計画との方向性の在り方も課題となっている。③3年ごとの計画策定だと、計画2年目で取組の効果を測定し、次期計画策定に間に合わないため、取組効果について十分な効果検証が難しい。また、新規施設整備においても、計画期間内に事業者選定から開設までを実施する必要があるため、保険者・参入事業者にとって業務負担が生じる。	介護保険事業計画における取組事項について、3年一期という期間では各取組の実績から効果検証までを策定する年経度で行うため、各取組の実施段階等の短期的な指標で検証を行うと、地域の高齢者の健康づくり等に対する効果を検証・分析することが困難であり、PCOAサイクルを十分に発揮できない。また、介護保険事業計画において介護施設の整備見込みを盛り込むこととしているが、計画期間内の整備が困難であるため、施設整備を見送った事業者や部分的な介護保険事業計画の策定に当たっては、市民へのアンケート調査や有識者会議の開催等に多くの労力を割かれ、計画に掲げる施策・取組の実績に注力することができず、社会情勢の変化を踏まえた新しい取組に必要施策を講ずることができず、後から期間では、取組の進捗や計画策定に取組むのが目一杯であり、必要な介護施設等に取組むことは困難である。このため、地域包括ケア「見える化」システムの機能改善や計画に係るマニュアルの作成・研修などに引き続き取り組んでまいりたい。また、根本的な解決策とはならず、3年一期の計画策定サイクルが戻る限り、実質的な改善につながることは考えられない。6年を一期とした場合は、地域の多様な状況や柔軟な機動的な対応を行うことや、取組結果の分析・検証を踏まえ速やかに改善を行うことができないことだが、基本的に介護保険法に定める部分を3年ごとの改定を行うことと想定しつつ、その他必要な事項も、3年ごとに改定できる余地を残すことで対応可能となるのである。			
217	地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	管理栄養士による居宅療養管理指導の見直し	医療機関等の管理栄養士は、居宅療養管理指導を実施できるが、こうした施設に勤務する者は施設内業務が多忙であるため、現業には、勤務中に出向して要介護者宅へ訪問することは困難である。一方、薬局の管理栄養士は、制度上、居宅療養管理指導を実施できるが、薬局における在宅の要介護者に対する栄養管理は不十分となり、自立支援・重度化防止の阻害要因となっている。居宅療養管理指導について、要介護者における栄養管理の重要性に鑑み、薬局の管理栄養士がサービス提供できるよう、基準を見直す必要がある。	要介護者の自立支援・重度化防止を推進する上で、適切な栄養管理は非常に重要な取組の一つである。管理栄養士による居宅療養管理指導の普及のため、令和3年度介護報酬改定において医師の所屬と異なる施設に所属する管理栄養士もサービス提供が可能になると承知している。居宅療養管理指導は、医師の指示を受けて実施するものであり、薬局勤務の管理栄養士でも十分に可能であるため、上記令和3年度介護報酬改定の取組を一歩進めて、薬局の管理栄養士もこれに参画可能とすることで、地域ごとに幅広く適切な栄養管理を行うことができる。以上のとおり、本制度改正は、介護保険法が目指す要介護者の自立支援・重度化防止に繋がるとともに、薬局の管理栄養士もこれに参画可能とすることで、地域ごとに幅広く適切な栄養管理を行うことができる。以上のとおり、本制度改正は、介護保険法が目指す要介護者の自立支援・重度化防止に繋がるとともに、薬局の管理栄養士もこれに参画可能とすることで、地域ごとに幅広く適切な栄養管理を行うことができる。	指定居宅サービス等の事業者の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生労働省令第37号)第85条第1項第2号	厚生労働省	鳥取県、中国地方知事会、道賀県、彦根市、府中町、宮崎県、鹿児島県、大阪府、堺市	北海道、茨城県、横浜市、山梨県、長野県、岐阜県、富山県、福井県、滋賀県、京都府、兵衛県、徳島県、鹿児島県、鹿児島県、鹿児島県	管理栄養士による居宅療養管理指導は、在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものを対象として、計画的な医学管理の一環として、計画的に医学管理を行う主治医の指示に基づき、医師の直接手配した者に対する栄養管理が実施される特別費を必要とする利用者又は低栄養状態にあると医師が判断した者に対する栄養管理に係る情報提供や指導、助言を実施することが求められている。そのため、医師の配置が求められていない薬局である指定居宅療養管理指導事業所においては、主治医の指示を踏まえ、計画的な医学管理の一環として行われるべき上記のような栄養管理の実施が困難であることから、薬局である指定居宅療養管理指導事業所について、当該薬局の管理栄養士が居宅療養管理指導を行った場合に居宅療養管理指導を算定することは認められていない。なお、令和3年度介護報酬改定によって、管理栄養士による居宅療養管理指導の推進を図るため、社会福祉審議会介護給付分科会における議論を踏まえ、病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所と差別し、当該事業所以外の医療機関や介護施設、日本栄養士会又は都道府県栄養士会が運営する栄養ケア・ステーションに属する管理栄養士が居宅療養管理指導を行うことが可能となっている。この仕組みを活用することにより、医師の配置がない薬局の管理栄養士が、上記の栄養ケア・ステーションに登録することで、居宅療養管理指導を実施することを可能としたところであり、この提案の趣旨についてはこれにより実現が可能である。	薬局では医師の配置がなされていないに問わず、当該場所を診療する医師は、主治医の指示に基づき、居宅療養管理指導の一環として医学的な管理及び指導を行うことが認められています。また、令和3年度介護報酬改定により、医師の配置がなされていない、日本栄養士会又は都道府県栄養士会が運営する栄養ケア・ステーションに属する管理栄養士も、居宅療養管理指導の一環として栄養管理を行うことが認められており、薬局の管理栄養士も、医師の配置の有無に関わらず、適切な栄養管理及び指導が可能と考えます。鳥取県管理栄養士会が運営する栄養ケア・ステーションは県中部1市1町1村であり、当該施設は主要な業務範囲で、立地する市町村区域内であることと踏まえ、県内全域でカバーできる状況はありません。また、当該栄養ケア・ステーションに登録するには栄養士会に所属する必要があります。それには栄養費等の費用負担を管理栄養士個人に強いることとなります。居宅療養管理指導は中間型サービスであり、各地域の在宅要介護高齢者へのきめ細やかな栄養管理を行うためには、地域にできるだけのポイントが必要です。このため、既に県内全域に所在している薬局の管理栄養士が栄養管理を行うことは、要介護高齢者の栄養問題への対策として効果的であり、今後、広く普及が期待できる手法と考えるため、早期の実現をお願いいたします。				

